

**鳥取県告示第242号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

倉吉市

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年3月1日から平成26年3月31日まで

（変更前 昭和52年3月1日から平成21年3月31日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

追加する部分

倉吉市巖城字東中田及び字西中田の各一部並びに志津字横谷平の一部

削除する部分

倉吉市関金町大鳥居字新林の一部並びに同町安歩字西山及び字中山の各一部